

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成23年12月26日

独立行政法人国際観光振興機構

理事長 松山 良一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人国際観光振興機構(以下、「当機構」という。)が訪日外国人旅行者向けに運用中の旅行情報検索システムのスマートデバイス版の機能を拡張させるための作業です。

今回の機能拡張は、既に稼働しているアプリケーションプログラムや、データベースの変更を行うもので、既存システムを運用させながらの開発となるため、現状のデータベース構造やソースプログラム記述内容の詳細に精通している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、当該システムを開発した「ディスクマイスタ」(以下「特定法人」という。)との契約手続きに移行します。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画提案書の提出を要請する企画競争又は一般競争入札を予定しております。

2. 業務概要

(1) 業務名

スマートデバイス版旅行情報検索システム高度化業務

(2) 業務概要

- ①データ自動更新機能の追加
- ②利用者向け機能の拡充
- ③その他、詳細は仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年1月～平成24年3月30日

3. 業務目的

スマートデバイス版旅行情報システムの機能および情報コンテンツを拡充する事により、訪日後旅行者のサポートを強化するため。

4. 応募要件

(1) 基本的要件 次の項目に該当しないものであること。

- ①成年被後見人、被補佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者。

- ②次の各号の一に該当すると認められ、その事実があった後2年を経過しない者。また、これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても、同様とする。
- (ア)契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ)落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ)監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (オ)正当な理由なくして契約を履行しなかった者。
 - (カ)前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支援人その他使用人として使用した者。
- ③国及び地方公共団体等から指名停止の措置を受けている者。

(2)技術力に関する要件

別紙仕様書に基づくソフトウェアやデータベースの改変に対応可能な十分な技術力を有すること。

(3)業務執行体制に関する要件

機構との円滑・迅速な業務遂行が行える体制を有していること。

(4)業務実績に関する要件

同種業務の実績(再委託による業務実績は含まない。)を過去3年間に1件以上有すること。

(5)当機構の平成22・23・24年度一般競争参加資格(又は全省庁統一参加資格)を有する者。

(6)その他の要件については、仕様書による。

5. 手続等

(1)担当部

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10階
独立行政法人 国際観光振興機構 企画部 情報システムグループ
電話03-3216-1781 ファクシミリ03-3214-7680
田中、平野

(2)仕様書の交付期間、場所及び方法

交付期間:平成23年12月26日(月)から平成24年1月27日(金)まで
交付場所:(1)に同じ

(3)参加意思確認書の提出期限、場所

平成24年1月30日(月)12時00分、提出先は5(1)に同じ。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口:5(1)に同じ。

(3)当機構の平成22・23・24年度一般競争参加資格(又は全省庁統一参加資格)の交付を受け

ていない者であっても、5(3)により参加希望書類を提出することができるが、その者が上記に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争方式等に移行した場合に企画書等を提出するためには、当該資格の審査を受ける必要がある。

7. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高。

総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ③ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上